

設置根拠：推進会議設置要綱第7条

部会名称

(仮称)西の湖占有物検討専門部会

現状・問題

- 場所：豊浦舟だまり（豊浦港）周辺、西の湖内
- 状況：船及び船の停留のための杭、真珠養殖の杭等が使用されていないにも関わらず放置されたままとなっており、景観を損ねているだけではなく、遊覧船の運航の妨げにもなっている。これまででも地域住民よりこれらの改善の声は挙げられているものの、所有者が存在する案件もあり、撤去までの議論には行き着かず放置されたままとなっている。また、管理者が県、市それぞれ別々となっていることから、各機関がそれぞれ個別対応を行ってきた。

設置理由

- 西の湖の魅力をより引き出すために、これらの問題解決は必須。
- 関連法（河川法等）と同じであり、また、放置理由（撤去費用等）も関連性が高いと考えられ一括しての議論が効率が良い
- 各機関の役割分担を明確にでき、連携を図ることができる
- 個別案件での対応ではなく、西の湖という広いテーマで大きな議論ができる
- 専門性の高い議論となることから、推進会議ではなく専門部会を設置。

想定メンバー

- 推進会議委員 … ◎部会長
- 東近江土木事務所
- 近江八幡市（農村整備課、安土未来づくり課、企画課【事務局】）
- 地域の関係団体
- その他必要と認めるもの



《沈没船：豊浦港内》



《放置杭：西の湖沖》